

広島県告示第五百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年七月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

北迫四号（一二三四）	区域の名称	土砂災害警戒区域	所在 地
			広島県江田島市大柿町柿浦地内
崩壊急傾斜地の	の種類の自然現象による土砂災害の発生原因	表区域の示	
次の図のとおり			
北迫四号（一二三四）	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	
崩壊急傾斜地の	の種類の自然現象による土砂災害の発生原因	第十九条第二項及び規法に定める区域等における土砂災害警戒区域を定める法律の施行に伴う政令で定めることによる区域の表示	
次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。